

第6章 計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

- (1) 県の役割
- (2) 市町に期待する役割
- (3) 家庭に期待する役割
- (4) 企業（事業所）に期待する役割
- (5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

2 計画の推進体制

- (1) 愛媛県次世代育成支援対策地域協議会
- (2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
- (3) 市町・関係団体等との連携

第6章 計画の推進

次世代法では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことが明記され、まずは各家庭が、このことをしっかりと自覚することが必要です。

しかし、家庭において、夫婦が互いに協力し子育てに真剣に取り組んだとしても、そこには自ずと限界があり、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるためには、行政による各種施策の実施のほかに、それぞれの企業や地域の子育てに対する理解とサポートが不可欠です。

前章において、県等が今後取り組んでいく具体的な施策を提示しましたが、本章では、これらの取り組みを進めていく上において、県の役割や企業、地域活動団体等に期待する役割と、計画を推進していくための体制を示します。

1 計画推進のための各主体の役割

(1) 県の役割

次世代育成に関する県民の当事者意識を広く喚起し、各種取り組みへの自発的・積極的な参加を促すため、あらゆる機会を通じて、計画に掲げた施策の周知等に努めます。

また、関係各課で構成した庁内組織を設置し、全庁的に取り組んでいくとともに、取り組みにあたっては、市町や地域活動団体等と緊密な連携を図ります。

さらに、取り組み状況について、毎年度、点検評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の施策等に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。

なお、国に対しては、子どもを産み育てることについての経済的支援や子育て支援サービスの充実のほか、子育てと仕事の両立に向けた全国的な機運の醸成などを働き掛けていきます。

(2) 市町に期待する役割

住民に最も身近な自治体である市町は、次世代育成支援対策において、保育事業をはじめとした様々な取り組みの中心的な役割を担っています。各市町においては、それぞれが策定している行動計画の推進はもとより、県計画についても住民等へ積極的に周知いただくとともに、その着実な推進に理解と協力をお願いします。

(3) 家庭に期待する役割

まず、「家庭は、子育ての第一義的責任を負っている」ことを十分に自覚していただきたいと思います。そして、その自覚のもと、子どもと過ごす時間を出来るだけ作り、家族一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児を共に分担し、支え合っていただきたいと思います。特に、夫（父親）の家事、育児への積極的な関与を強く望みます。

また、子育てと仕事の両立を実現していくために、自らの働き方を見直すとともに、勇気を持って育児休業などの各種支援制度を積極的に取得・利用していただくようお願いします。こうした一人ひとりの行動が、企業風土や社会の流れを変えていく第一歩となります。

一方、子育てに関する不安や悩み、更には具体的な支援要望などがありましたら、遠慮なく行政機関や地域活動団体等へ相談していただくようお願いします。

(4) 企業（事業所）に期待する役割

子育てと仕事の両立に向けて、企業の果たす役割は極めて重要であり、個々の従業員が両立に向けた一歩を踏み出そうとしても、職場の理解と環境整備が不十分な状況では困難です。

各企業においては、労働時間の短縮や有給休暇、勤務形態の弾力化など、各種制度の充実と、これらを利用しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。特に大企業においては、県内中小企業の範となるよう、より積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、次世代法に基づく一般事業主行動計画について、法律で義務付けられた企業（平成 23 年度からは常時雇用者 101 人以上の企業）はもとより、努力義務とされている企業（同 100 人以下の企業）においても策定し、その着実な推進を図っていただくようお願いします。

各事業主・経営者においては、子育ての意義・重要性に関心と理解を持っていただくとともに、こうした取り組みを推進することによる経営上のメリット等についてもご留意いただき、積極的に取り組んでいただくようお願いします。

(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

「子育ては子どものいる家庭の問題」との考え方を改め、子どもは“地域の宝”であるとの認識を持ち、子どもや子育て家庭をあたたく見守り、子育て家庭等に対して、地域活動団体や住民それぞれができることをできる範囲で実践していただくようお願いします。

また、各地域において、文化・スポーツやボランティア、伝統行事などの各種活動を通じて、地域と子どもや子育て家庭が濃密に交流するコミュニティづくりを進めていただくとともに、交通事故防止や犯罪防止など、子どもたちの安全確保に向けた取組みを積極的に進めていただくようお願いします。

2 計画の推進体制

(1) 愛媛県次世代育成支援対策地域協議会

次世代法第9条の規定に基づき、学識経験者や児童福祉関係者、住民代表等で構成する「愛媛県次世代育成支援対策地域協議会」を設置します。

協議会は、これまで、本計画の策定について審議を行ってきましたが、今後は、計画の総合的な進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等について審議を行っていきます。

(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、関係各課の課長等で構成した「愛媛県少子化対策推進連絡会議」を設置します。

連絡会議は、上記協議会の下部組織として、計画の推進に向けて、庁内における各種事業の調整や協議等を行い、全庁的な推進体制の要となるものです。

(3) 市町・関係団体等との連携

本計画の実効性を高めていくためには、各市町の取組みとの協力や調整等が不可欠であり、また、地域で草の根の活動を行っているNPOやボランティア団体等との協調も重要です。

計画に掲げる各種取組みを進めていくにあたっては、市町や関係団体等との連携を緊密にし、情報交換等に積極的に努めるとともに、必要に応じ支援等を行っていきます。